

令和 2 年

秋の全国交通安全運動

広島県実施要綱



広島県交通対策協議会

広島地方検察庁，中国運輸局，第六管区海上保安本部，広島労働局，中国地方整備局，広島県，広島県教育委員会，広島県警察，広島県市長会，広島県町村会，広島市，西日本旅客鉄道株式会社，西日本高速道路株式会社，本州四国連絡高速道路株式会社，広島県道路公社，広島高速道路公社，（公財）広島県交通安全協会，（一社）広島県安全運転管理協議会，（一社）広島県指定自動車学校協会，広島県交通安全母の会，広島県二輪車普及安全協会，（一社）日本自動車連盟広島支部，（公社）広島県バス協会，（一社）広島県タクシー協会，広島県個人タクシー協会，（公社）広島県トラック協会，（公財）広島県老人クラブ連合会，自動車安全運転センター広島県事務所

1 目 的

この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 期 間

運動期間：令和2年9月21日(月)から30日(水)までの10日間
交通事故死ゼロを目指す日：9月30日(水)

3 主 催

広島県交通対策協議会

4 協 賛 ・ 後 援

別記のとおり



5 スローガン

『あおるより ゆずるあなたが かっこいい』

キャッチフレーズ

『なくそう交通死亡事故・アンダー75作戦

～2020年へ向けて～』

6 運動の重点と趣旨

(1) 重点

- ア 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- イ 高齢運転者等の安全運転の励行
- ウ 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

(2) 趣旨

ア 交通事故死者数全体のうち、歩行中の割合が最も高いこと、歩行者側にも横断歩道外横断や走行車両の直前直後横断等の法令違反が認められること、次代を担う子供のかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、依然として道路において子供が危険にさらされており、特に、幼児・小学生の交通事故は歩行中の死者、重傷者の割合が高いことから、歩行者の安全確保を図る必要があること、自転車は、身近な交通手段であるが、自転車側に法令違反がある重大な交通事故が後を絶たないこと、特に、小学校5年生以降、自転車乗車中の死者、重傷者の割合が高くなることから、自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知徹底が必要であること、歩行中死者、自転車乗車中死者ともに高齢者の占める割合が高いこと。

イ 死亡事故の第1当事者の多くが自動車であること、「自動車対歩行者」の死亡事故の多くが道路横断中に発生し、このうち約3割が横断歩道横断中であることから、歩行者保護意識の向上が必要であること、75歳以上運転者による免許人口当たりの死亡事故件数が、75歳未満運転者と比較して多いこと、高齢運転者による重大交通事故が相次いで発生したことから、安全運転の確保が必要であること、自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率がいまだ低調であること。



ウ 秋口における日没時間の急激な早まりとともに、例年、夕暮れ時や夜間には、重大交通事故につながるおそれのある交通事故が多発すること、飲酒運転、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等の危険運転による悲惨な交通事故が依然として後を絶たないこと。

7 主な推進項目

以下のとおり各重点に掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

(1) 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保

ア 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- (ア) 横断歩道の通行，横断禁止場所の横断禁止，信号遵守等の歩行者自身の安全を守るための交通ルール遵守の呼び掛けの強化



- (イ) 歩行中児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど），高齢歩行者の死亡事故の特徴（走行車両の直前直後横断等の法令違反が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の実施
- (ウ) 安全に道路を通行することについて，日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進

イ 歩行者の安全の確保

- (ア) LEDライトや反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進
- (イ) 通学路，未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- (ウ) 歩行者保護意識の徹底を図るための運転者に対する交通安全教育や広報啓発の推進
- (エ) 高齢者自身が，加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し，安全な交通行動を実践するための参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- (オ) 「高齢者の交通安全の日」（毎月10日）と連動した広報啓発の推進

ウ 自転車の交通ルール・マナーの周知徹底

- (ア) 「自転車安全利用五則」を活用した自転車の通行ルール，前照灯の点灯，交差点での信号遵守と一時停止・安全確認等の交通ルール・マナーの周知徹底
- (イ) 二人乗り，並進，飲酒運転の禁止の徹底と，傘差し，スマートフォン等使用，イヤホン使用等の危険性の周知徹底
- (ウ) 自転車通行空間が整備された箇所における通行ルールの周知徹底

エ 自転車の安全利用の促進等

- (ア) 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用の徹底と，中学・高校生，

高齢者を始めとする全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の推奨

- (イ) 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と、幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進
- (ウ) 自転車の安全を確保するための定期的な点検整備の促進
- (エ) 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入の促進
- (オ) 「自転車安全利用の日」（毎月1日）と連動した広報啓発の推進

(2) 高齢運転者等の安全運転の励行

ア 運転者の交通ルール遵守の徹底等

- (ア) 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
- (イ) 横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優先義務等の遵守による歩行者の保護の徹底
- (ウ) 運転中のスマートフォン等の使用等の危険性の周知と「道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）」による罰則強化についての広報啓発

イ 高齢運転者の交通事故防止

- (ア) 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え）が運転に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発
- (イ) 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカー（略称：サポカー）の普及啓発
- (ウ) 身体機能の低下等により安全な運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知及び利用促進と、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進
- (エ) 「高齢者の交通安全の日」（毎月10日）と連動した広報啓発の推進（再掲）



ウ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- (ア) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務の周知徹底と正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進



- (イ) シートベルトの高さや緩みの調整，チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等，正しい使用方法の周知徹底
- (ウ) 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し，全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化

(3) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

ア 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

- (ア) 夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴（日没後1時間の死亡事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の実施
- (イ) LEDライトや反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進（再掲）
- (ウ) 「点ける 広島県」ライト点灯運動の推進
夕暮れ時における自動車・自転車前照灯の早めの点灯の励行
- (エ) 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用の励行
- (オ) 自動車運送事業者による，従業員に対する夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起



イ 飲酒運転等の防止

- (ア) 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じた，飲酒運転や無免許運転等を絶対に許さない環境づくりの促進
- (イ) 「飲酒運転根絶宣言店登録事業」と「ハンドルキーパー運動」の連動などによる飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底
- (ウ) 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用や運転免許証の確認等，飲酒運転や無免許運転等の根絶に向けた取組の実施



- (イ) 「飲酒運転根絶の日」（毎月20日）と連動した広報啓発の推進
ウ 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の防止
- (ア) 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性の周知
と「道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）」
による罰則の創設等についての広報啓発
- (イ) 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、
ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

8 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、交通事故により、いまだ多くの人々が犠牲になり、あるいは心身に損傷を負っている厳しい交通事故情勢が県民に正しく理解・認識され、前記6及び7に掲げた重点及び推進項目の趣旨（以下「本運動の趣旨」という。）が県民各層に定着して、県民一人一人が交通ルールを守り、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、以下の要領に従い効果的に運動を展開するものとする。

その際、交通事故被害者等の視点に配慮するとともに、交通事故犠牲者に対する哀悼の意を表するものとする。

さらに、交通安全に対する県民の更なる意識の向上を図り、県民一人一人が交通事故に注意して行動することにより、交通事故の発生を抑止することを目的とした「交通事故死ゼロを目指す日」を実施する。

なお、各関係機関・団体の実施内容の詳細については、広島県ホームページの「広島県交通安全お助けサイト」へ登載する。



推進機関等	実 施 要 領
主催機関・団体	<p>1 主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立するものとする。</p> <p>2 主催機関・団体は、組織の特性をいかして地域住民が参加しやすいように創意工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン、交通安全教材等の提供、被害者等の視点を取り入れた啓発活動、作文・標語等の募集と活用などの諸活動を展開し、又は支援するものとする。</p> <p>3 主催機関・団体は、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌(紙)、インターネット、携帯端末、ポスター、広報車等、各種の媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これらの各種メディアに対し、運動を効果的に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の高揚を図るものとする。</p> <p>4 主催機関・団体は、所属の全職員に対し、本運動の趣旨を周知し、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するとともに、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。</p>
県・市区町	<p>県及び市区町は、以下のような諸活動を展開し、又は情報提供等の支援をするものとする。その際、民間団体及び交通ボランティア等との幅広い連携を図るとともに、高齢化が進む交通ボランティアの活性化、若者の交通安全意識の向上等を図るため、ICT(情報通信技術)の普及も踏まえ、多様な形態の運動を展開し、幅広い年代の参画に努めるものとする。</p> <p>1 地域、家庭等における活動</p> <p>(1) 世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催</p> <p>(2) 住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による危険箇所の把握と解消</p> <p>(3) 家庭内での話合い等を通じた交通安全意識の高揚、安全な交通行動の実践</p> <p>(4) 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する家庭訪問等による地域ぐるみでの交通安全指導の推進</p>

	<p>(5) 地域、家庭等が連携した地域ぐるみでの子供の見守り活動の充実</p> <p>2 幼稚園、保育所、認定こども園及び小学校等における活動</p> <p>(1) 子供と保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による、歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーの教育</p> <p>(2) 保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による子供の目線からの危険個所の把握と解消</p> <p>3 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動</p> <p>(1) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導</p> <p>(2) 関係者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による高齢者にとっての危険箇所の把握と解消</p> <p>4 職域における活動</p> <p>(1) 事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催</p> <p>(2) 飲酒運転・無免許運転・妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知</p> <p>(3) 横断歩道における歩行者優先の徹底と歩行者に対する思いやりのある模範的な運転の推進</p> <p>(4) 交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行</p> <p>(5) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底</p> <p>(6) 自転車利用者に対する交通ルールの遵守の徹底</p> <p>(7) 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加の促進</p>
協賛団体	<p>協賛団体は、主催機関・団体を始め他の関係機関・団体等との連携を密にして、地域と一体となった運動が展開されるよう前記に準じ、組織の特性に応じた取組を推進するとともに、職員に対して本運動の趣旨等を周知し、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。</p>

9 新型コロナウイルス感染症の状況等に応じた運動の実施

本運動の実施に当たっては、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う県民の交通行動の変化等を注視しつつ、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の高揚に努めるものとする。

10 実施結果

この運動の実施結果を、令和2年10月23日（金）までに広島県交通対策協議会交通安全対策部会事務局（交通安全対策室）へ提出すること。（報告様式等については、別途通知する。）



反射材活用促進キャラクター（広島県警）

交通安全運動協賛・後援団体

協 賛 団 体			(順序不同)
陸上貨物運送事業 労働災害防止協会広島県支部	日本建設業連合会 中 国 支 部	中国モーターサイクル スポーツ協会(MFJ中国)	
広島県観光連盟	広島県公立高等学校長協会	広島県私立中学高等学校協会	
広島県PTA連合会	広島県高等学校PTA連合会	広島県保育連盟連合会	
中国地方鉄道協会	広島県農業協同組合中央会	広島県私立幼稚園連盟	
広島県行政書士会	日本道路建設業協会 中 国 支 部	広島県自動車販売・整備団体 交通安全対策推進協議会	
広島地方通運業連盟	広島県建設工業協会	広島県消防協会	
広島駐車協会	広島県土木協会	広島県青年連合会	
広島県レンタカー協会	広島県建設業協会連合会	広島青年会議所	
軽自動車検査協会 広島主管事務所	建設業労働災害防止協会 広 島 県 支 部	青少年育成広島県民会議	
広島県生命保険協会	広島県労働基準協会	広島県少年団体協議会	
日本道路交通情報センター 広島センター	日本損害保険協会 中 国 支 部	青少年赤十字 広島県指導者協議会	
広島県自転車協同組合	広島県公民館連合会	広島県自動車教習所協会	
損害保険料率算出機構 広島自賠責損害調査事務所	広島県地域女性団体 連 絡 協 議 会	全国共済農業協同組合連合会 広 島 県 本 部	
広島県社会福祉協議会	海上保安協会広島地方本部	広島県公立中学校長会	
広島県身体障害者団体連合会	中国旅客船協会連合会	広島県中小企業団体中央会	
広島県リハビリテーション 協会	中国地方海運組合連合会	広島県経営者協会	
広島県医師会	広島県ろうあ連盟	広島県商工会連合会	
広島県歯科医師会	広島県肢体障害者連合会	広島県商店街振興組合連合会	
広島弁護士会	広島県視覚障害者団体 連合会	広島県商工会議所連合会	
日弁連交通事故相談センター 広島県支部	広島県高速道路 交 通 安 全 協 議 会	広島県人権擁護委員連合会	
広島県二輪自動車協同組合	ひろしまこども夢財団	広島県連合小学校長会	
日本郵便株式会社 中 国 支 社	全標協広島県協会	マツダグループ交通安全 普及協会連合会	
広島県生活衛生 同 業 組 合 連 合 会	広島市地域女性団体 連 絡 協 議 会	日本スポーツ振興 センター広島支所	
広島県石油商業組合	広島市交通安全母の会	広島県広島市道路利用者会議	
自動車事故対策機構 広島主管支所	日本二輪車普及安全協会 広 島 支 所	広島県飲食業 生活衛生同業組合	
広島県小売酒販組合連合会			

(76団体)

後 援 団 体		
中国新聞社	山陽新聞社広島支社	広島テレビ放送
朝日新聞社広島総局	日刊工業新聞社広島総局	広島ホームテレビ
毎日新聞 広島支局	共同通信社広島支局	テレビ新広島
読売新聞社広島総局	時事通信社広島支社	デイリースポーツ広島支社
産業経済新聞社広島総局	NHK広島放送局	広島エフエム放送
日本経済新聞社広島支局	中 国 放 送	

(17団体)